

山口大学大学研究推進機構レンタルスペース利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学大学研究推進機構（以下「機構」という。）産学公連携センターが管理する共同研究開発棟、ビジネス・インキュベーション棟及び先端研究棟のスペースのうち業務スペース（機構業務を遂行するために利用するスペースをいう。）を除く、次条第1項各号に掲げる教育研究活動等を行うスペース（以下「レンタルスペース」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(承認基準)

第2条 レンタルスペースの利用は、当該利用目的が次の各号のいずれかの教育研究活動等に該当する場合に承認する。

- (1) 全学的プロジェクトとして実施する教育研究活動
- (2) 共同研究・受託研究・受託事業等の他機関と共同で実施するプロジェクト型教育研究活動
- (3) 産業イノベーションに資する技術シーズの育成支援及び大学発ベンチャーの創出支援・育成に関する活動

2 レンタルスペースの承認の優先順位は、機構の目的に照らし、原則として前項各号の順序によるものとする。

(利用資格)

第3条 レンタルスペースを利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本法人の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前条第1項に定める本学の教育研究活動等に参加する学外者
- (4) その他機構長が適当と認めた者

(利用申請)

第4条 レンタルスペースを利用する者（グループにあっては、グループ代表者をいう。以下「利用代表者」という。）は、別に定める利用申請書を機構長に提出するものとする。

(利用期間等)

第5条 レンタルスペースの利用期間は、原則として、3年を限度とする。

2 利用代表者は、レンタルスペースを継続して利用しようとする場合には、改めて前条の申請を行うものとし、その場合の利用期間は2年を限度とする。なお、継続申請は1回限りとする。

3 利用期間は、年度単位とし、1年度未満の期間は月割計算とする。

(利用の承認)

第6条 第4条の利用申請に対する承認は、別に定める部会の審議を参考の上、機構長が行う。

2 機構長は、特に必要と認めた場合には、前条の規定に関わらず利用期間を延長又は短縮して承認することができる。

3 機構長は、第4条の申請を適当と認めた場合には、当該利用申請を承認し、利用代表

者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 利用代表者は、利用期間中に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、速やかに機構長に届出を行い承認を受けなければならない。

(1) 利用期間を変更するとき。

(2) その他利用申請書の記載事項に変更が生じるとき。

(利用の取消)

第8条 機構長は、利用代表者がこの要項及び利用の条件に違反した場合には、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別の事情が生じた場合及び運用上特に必要がある場合には、機構長は利用代表者に対し、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

3 前2項の規定に基づき利用の承認を取り消す場合には、機構長は、その理由を付して利用代表者へ通知しなければならない。

(レンタルスペースの利用)

第9条 レンタルスペースの利用者は、その利用に係る適正な管理を図るとともに、円滑な運営に努めなければならない。

2 利用者は、レンタルスペースの利用に当たっては、この要項に定めるもののほか、機構長の指示に従わなければならない。

(利用に係る経費)

第10条 レンタルスペースの利用に係る経費は、利用代表者の負担を原則とする。ただし、機構長が特に必要と認めた場合には、利用に係る経費の一部又は全部を免除することができる。

2 利用負担金の額及びその負担方法は、別に定める。

3 機構長は、経済状況の変動、その他の事情の変更等に基づいて特に必要があると認める場合には、利用負担金の額を改定することができる。

(利用の制限)

第11条 利用者は、承認された目的以外にレンタルスペースを利用し、又は承認された利用者以外に利用させてはならない。

2 利用代表者は、レンタルスペースを改修しようとする場合には、事前に別に定める申請書を機構長に提出し、承認を得なければならない。

3 レンタルスペースに設置できる機器は、原則として改修等を必要とせず、かつ移動が容易にできるものとする。この場合において、移動に係る費用は、利用代表者の負担とする。

(利用上の義務)

第12条 利用者は、レンタルスペース及び設備等を、常に適切な管理のもと、注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、レンタルスペース及び設備等を故意又は過失により損傷し、若しくは紛失した場合又は承認の条件に違反したことにより損傷を与えた場合には、これらを原状に復するとともに当該損害に相当する金額を弁償しなければならない。

(報告の義務)

第 13 条 利用代表者は、機構長の求めに応じ、教育研究活動等に係る利用状況、進捗状況等を報告しなければならない。

2 機構長は、前項による報告内容について、更にヒアリングすることができる。

(研究成果の公表等)

第 14 条 利用者は、レンタルスペースを利用して行った研究等の成果を公表する場合には、スペースを利用した旨を明記し、その論文等の写しを利用代表者を經由して機構長に送付するものとする。

(利用の終了)

第 15 条 利用代表者は、レンタルスペースの利用を終了する場合には、別に定める利用終了届を機構長に提出するとともに、原則として使用したレンタルスペースを原状に復さなければならない。

(事務)

第 16 条 レンタルスペースの利用申請等に関する事務は、学術研究部産学連携課において処理する。

(その他)

第 17 条 この要項に定めるもののほか、レンタルスペースの利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 21 年 6 月 29 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

2 山口大学地域共同研究開発センター利用規則、山口大学地域共同研究開発センターの実験スペース貸借に関する細則、山口大学地域共同研究開発センターの共同研究員室及びセミナー室利用に関する細則、山口大学地域共同研究開発センターのセミナー室の使用に関する申し合わせ、山口大学ビジネス・インキュベーション施設利用者規則、山口大学ビジネス・インキュベーション施設入居企業等選考委員会規則、山口大学ビジネス・インキュベーション施設入居企業等選考基準等及び山口大学ビジネス・インキュベーション施設入居者募集要領は廃止する。

3 この要項施行の際現に山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペースを利用している者については、この要項により受け入れたものとみなす。

附 則

1 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要項改正の際、現に山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペースを利用している者については、この要項により受け入れたものとみなす。

附 則

1 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要項改正の際、現に山口大学大学研究推進機構レンタルスペースを利用している者については、この要項により受け入れたものとみなす。

